

役員及び評議員の
報酬等及び費用弁償に関する規程

役員及び評議員の 報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉城福祉会(以下「この法人」という。)の定款の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等が評議員会又は理事会に出席した場合、もしくは監査等の業務に従事した場合は、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 役員報酬
- (2) 評議員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は各年度の総額が384,000円を超えない範囲で別表第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあつた都度、支給する。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項3号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

附 則

この規程の改定は、平成30年 6月27日より実施する。

別表第1 (役員報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	8,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査の実施	10,000円
理事会等会議への出席	8,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8,000円

別表第2 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会等会議への出席	8,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	8,000円